令和６年度途中入園申込書類等について　】

①～⑧までの書類を期日までに提出してください

　**① 教育・保育給付認定申請書（兼　施設利用申込書）**

**児童1人につき1部必要**、記載例を参考にして作成してください。

**②　保育を必要とする事由を証明する書類一覧〔父、母、祖父、祖母〕**

|  |  |
| --- | --- |
| 保育を必要とする事由 | 事由を証明する書類 |
| 会社などに勤務（内定している） | ①　事業主による「就労証明書」　勤務先で記入必要 |
| 自営 | 1. 「就労証明書」
2. 自営の状況がわかるものの写し（営業許可証、開業届出書、確定申告書等）　※営業証明書は不可

　　　　　　　　※株式会社、有限会社などの法人格がある事業所の場合は不要 |
| 農業 | 農業事業主が農業により所得を得ていることが必要です。1. 「就労証明書」（就労形態で「その他（農業）」を選択）
2. 市場出荷がわかるものの写し（出荷伝票等）
 |
| 内職 | ①　「就労証明書」（就労形態で「内職」を選択）②　内職の状況がわかるものの写し（検収伝票、受領書、支払明細書等） |
| 産前産後 | 母子健康手帳（表紙と、予定日がわかる部分）の写し |
| 疾病・障害 | 医師による「入院（通院）証明書(※)」、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定証の写しのいずれか |
| 同居親族の介護・看護 | 1. 「申立書」
2. 介護・看護を受ける方の医師による「入院（通院）証明書(※)」、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定証の写し　のいずれか
 |
| 災害復旧 | り災証明書又は被災証明書 |
| 就学（職業訓練を含む） | 1. 学生証の写し、在学証明書、職業訓練を受講中のことが分かる書類のいずれか
2. 月60時間以上就学していることが分かるもの

（就労時間を合算する場合には就労証明書等も必要です） |
| 求職活動（起業準備を含む） | 「申立書」 |
| 育児休業（3歳以上児対象） | 事業主による「就労証明書」（9　育児休業の取得（予定）期間欄を必ず記載のこと） |
| 児童虐待・ＤＶ | 児童相談所の意見書、公的機関が発行の証明書など |

 　　 (※)「入院（通院）証明書」と同等の内容が確認できれば、医師の「診断書」でも可。

　　　　　　　但し、保育ができない理由について、医師の記入が必要。

・入所児童が複数いる場合でも各1通で結構です。

・**同居の祖父母が、令和６年４月1日現在、満65歳未満の方（昭和3４年**

**4月2日以降に生まれた方）は提出が必要です。**（同居の祖父母が就労等をし

ていなくても利用申込をすることができますが、利用調整の際の優先度合いが

低くなります。）

**③　保育園等入園申込に係る確認書**

　確認事項をよく読みチェックをしてください。

**④　面談カード**

令和６年4月１日現在の年齢のものを記入してください。

**⑤**　**税関係書類の提出について（該当者のみ）**

　　**５月～８月入園の方**

市町村民税額が分かる書類〔父、母、（同居の場合は祖父、祖母）〕について

・令和５年1月1日以前から江南市に住民登録がある方は不要です。

・令和５年1月2日以降に江南市に転入された方で

1. 令和５年１月１日現在の住所が国内の方

マイナンバーを利用して令和５年１月１日に住民登録のある市町村と情報連携が可能であるため、書類の提出は不要です。

1. 令和５年１月１日現在の住所が国外の方

令和４年中分の海外所得が分かる書類を提出してください。１年において、国内所得と海外所得が両方存在する場合には、書類提出時にその旨を伝えてください。

**※情報連携を希望しない場合やマイナンバーの記入がない場合には、次のうちいずれかが必要となります。**

次のうちいずれか

**□　①令和５年度　市町村民税　税額決定通知書 ・・・ 市町村より交付　（コピー）**

**□　②令和５年度　市町村民税　特別徴収税額決定通知書 ・・・ 勤務先より交付（コピー）**

**□　③令和５年度（令和４年中所得）市町村民税　課税所得証明書　（原本）**

①②の書類は、令和５年6月頃に市町村、または勤務先より交付されています。

①や②は再交付ができません。①や②が手元にない場合は、令和５年１月１日に住民登録が

あった市町村の住民税担当部署で、③の課税所得証明書を発行してもらってください。

・入所児童が複数いる場合でも各１通で結構です。

※令和４年中の収入がない方や被扶養者の方も保育料算定において申告が必要です。

※未申告の場合は、令和５年1月1日現在の住所地で速やかに申告をすませてください。課税状況が確認できるまでは、保育料徴収基準表で最高額の保育料となりますのであらかじめご了承ください。※情報連携を希望されても課税情報の取得ができない場合は、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

　　　　　　**９月～翌年３月入園の方**

市町村民税額が分かる書類〔父、母、（同居の場合は祖父、祖母）〕について

・令和６年1月1日以前から江南市に住民登録がある方は不要です。

・令和６年1月2日以降に江南市に転入された方で

1. 令和６年１月１日現在の住所が国内の方

マイナンバーを利用して令和６年１月１日に住民登録のある市町村と情報連携が可能であるため、書類の提出は不要です。

1. 令和６年１月１日現在の住所が国外の方

令和５年中分の海外所得が分かる書類を提出してください。１年において、国内所得と海外所得が両方存在する場合には、書類提出時にその旨を伝えてください。

**※情報連携を希望しない場合やマイナンバーの記入がない場合には、次のうちいずれかが必要となります。**

次のうちいずれか

**□　①令和６年度　市町村民税　税額決定通知書 ・・・ 市町村より交付　（コピー）**

**□　②令和６年度　市町村民税　特別徴収税額決定通知書 ・・・ 勤務先より交付（コピー）**

**□　③令和６年度（令和５年中所得）市町村民税　課税所得証明書　（原本）**

①②の書類は、令和６年6月頃に市町村、または勤務先より交付されています。

①や②は再交付ができません。①や②が手元にない場合は、令和６年１月１日に住民登録が

あった市町村の住民税担当部署で、③の課税所得証明書を発行してもらってください。

・入所児童が複数いる場合でも各１通で結構です。

※令和５年中の収入がない方や被扶養者の方も保育料算定において申告が必要です。

※未申告の場合は、令和６年1月1日現在の住所地で速やかに申告をすませてください。課税状況が確認できるまでは、保育料徴収基準表で最高額の保育料となりますのであらかじめご了承ください。※情報連携を希望されても課税情報の取得ができない場合は、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

**⑦　きょうだいの「幼稚園等の在園証明書」の提出について（該当者のみ）**

**申込児童のきょうだいが幼稚園等に在園している場合、在園証明書を提出してください。**

・きょうだいが江南市の保育所に在園、若しくはグレイス・みどりの風の場合、提出は不要です。

・これから幼稚園等へ入園予定の場合は、入園許可書等のコピーを提出してください。入園後、在園証明書を提出してください。

・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は提出してください。

**⑧　障害者手帳等の写し（該当者のみ）**

同居家族で障害者手帳等をお持ちの場合は写しを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　 | 【　江南市立保育園一覧表　】 |
| **施設名** | **所在地** | **・携帯番号****・電話番号** | **入所年齢** | **特別支援保育** | **異年齢****保育** | **開園時間** |
| 草井保育園 | 草井町若草57 | ・080-7975-4553・59-8539 | 7か月目～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 小鹿保育園 | 小杁町長者毛東1 | ・080-7976-9874・57-8559 | １歳児～ | － |  | 7:30～19:00 |
| 宮田東保育園 | 宮田神明町栄1７４ | ・080-7975-4601・58-7466 | 7か月目～ | － | ○ | 7:30～19:00 |
| 宮田保育園 | 後飛保町新開23 | ・080-7976-9863・58-7303 | 7か月目～ | ○ | 　 | 7:30～19:00 |
| 宮田南保育園 | 前飛保町西町2 | ・080-7976-9870・55-1834 | 7か月目～ | － |  | 7:30～19:00 |
| 藤里保育園 | 藤ケ丘7丁目1-16 | ・080-7976-9957・55-1857 | １歳児～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 古知野北保育園 | 勝佐町田代137 | ・080-7976-9902・56-2707 | １歳児～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 古知野東保育園 | 高屋町大師72 | ・080-7975-4360・56-2706 | １歳児～ | － |  | 7:30～19:00 |
| あずま保育園 | 宮後町出屋敷46 | ・080-7976-9890・54-3401 | １歳児～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 古知野中保育園 | 古知野町熱田203 | ・080-7976-9923・56-2233 | 7か月目～ | － |  | 7:30～19:00 |
| 門弟山保育園 | 村久野町門弟山271 | ・080-7975-4618・54-0023 | １歳児～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 中央保育園 | 赤童子町南山33 | ・080-7976-9917・56-3014 | 7か月目～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 古知野南保育園 | 古知野町塔塚160 | ・080-7975-4620・56-2833 | １歳児～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 古知野西保育園 | 東野町郷前48 | 56-2021 | 7か月目～ | ○ |  | 7:30～20:00 |
| 布袋北保育園 | 安良町八王子137 | 56-3689 | 7か月目～ | ○ |  | 7:30～20:00 |
| 布袋西保育園 | 木賀町定和31 | ・080-7976-9865・56-3300 | 7か月目～ | ○ |  | 7:30～19:00 |
| 布袋保育園 | 布袋下山町南70 | ・080-7976-9884・56-3251 | 7か月目～ | － |  | 7:30～19:00 |
| 布袋東保育園 | 小折町八反畑147 | ・080-7975-4596・54-8546 | 7か月目～ | － |  | 7:30～19:00 |
|  |
| ※古知野西保育園は、令和５年４月１日より、指定管理者（㈱はな保育）に管理、運営を委託しています。 |
| ※布袋北保育園は、指定管理者（㈱日本保育サービス）に管理、運営を委託しています。※宮田東保育園は、年長・年中児の異年齢保育を実施します。申し込みの状況によっては、実施しないこともあります。※あずま保育園と中央保育園は令和7年度末で閉園し、令和８年度より統合され、江南市石枕町神明８２（旧図書館の跡地）に新園として開設される予定です。※宮田東保育園と藤里保育園は令和8年度末で閉園し、令和９年度より統合される予定です。 |
| 　　　　　　　　 | 【　認定こども園一覧表　】 |
| **施設名** | **所在地** | **電話番号** | **入所年齢** | **特別支援保育** | **開園時間** |
| 認定江南こども園グレイス | 後飛保町神明野46 | ５８-8710 | 7か月目～ | － | 7:30～18:30土は7:30～18:00 |
| 認定こども園みどりの風幼稚園 | 慈光堂町南１９２ | ５９-7000 | 7か月目～ | － | 7:30～18:30 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　 | 【　私立保育園一覧表　】 |
| **施設名** | **所在地** | **電話番号** | **入所年齢** | **特別支援保育** | **開園時間** |
| めいてつ保育ステーション布袋ぽっぽ園 | 北山町西３００（布袋駅東複合民間施設内） | 50-8882 | 7か月目～2歳児 | － | 7:30～1９:00 |

【　保育を必要とする要件について　】

保育を必要とし、２号・３号の認定を受けて保育所や認定こども園（以下「保育所等」という）の利用をするためには、保護者（父母等）が保育を必要とする事由である次のいずれかに該当していることが必要となります。

　なお、その家庭に児童を保育できる方がいる場合は除かれます。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育認定事由 | 具体的な保護者の保育認定事由 |
| １ 就　労 | 月 60 時間以上就労していること |
| ２ 産前産後 | 出産予定日の前3か月及び出産日の後2か月のうち必要な期間 |
| ３ 疾病・障害 | 疾病もしくは負傷している状態にあること精神又は身体に障害を有する状態であること |
| ４ 介護・看護 | 長期入院等している同居の親族を常時介護・看護していること |
| ５ 災害復旧 | 災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合 |
| ６ 就 学 | 月 60 時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）、もしくは就学時間と就労時間の合算時間が60時間以上であること |
| ７ 求職活動 | 申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること（求職活動の場合は、１か月の有効期限となります。入園を継続するには入園後1か月以内に就労証明書等の提出が必要です） |
| ８ 育児休業（３歳以上児対象）(注１) | 会社の休業制度を利用し、下の子の育児休業を取得していること |
| ９ その他 | ・虐待やＤＶのおそれがあること・上記 1～８に類する状態にあること |

　　　　(注１)育児休業取得前に既に保育所等を利用していた２歳児クラスの子については、

継続利用ができます。

※就労時間や事由の変更等により、保育短時間・保育標準時間が変わる場合は、変更申請が必要です。

【　特別保育について　】

**○　０歳児保育**生後７カ月目から

**実施園**

草井保育園、宮田東保育園、宮田保育園、古知野中保育園、中央保育園、古知野西保育園、

布袋北保育園、布袋東保育園、

布袋ぽっぽ園、認定江南こども園グレイス（保育園部分）

認定こども園みどりの風幼稚園（保育園部分）

**○　特別支援保育**

発達の遅れや中・軽度の障害がある３歳以上のお子さんを保育しています。

**実施園**　草井保育園、宮田保育園、藤里保育園、古知野北保育園、あずま保育園、門弟山保育園、

中央保育園、古知野南保育園、古知野西保育園、布袋北保育園、布袋西保育園

**○　異年齢保育**

　異年齢合同にて保育をおこないます。ただし、申し込みの状況によっては、実施しないこともあります。

**実施園**宮田東保育園の年長・年中児

**○　特別利用保育**

年長・年中・年少児で特別利用保育を希望され、保育の必要性の認定基準をみたしていない場合で条件に該当する場合に入園できます。ただし、入園枠に空きがある場合のみ、その年度内において入園できます。

なお、面接にて決定しますが、保育時間等の制限があります。

**実施園　特別利用保育実施園**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

　　　**※　以下の項目については、ホームページに掲載していますのでご覧ください。**

・保育所・認定こども園とは　　　・教育・保育給付認定について

・利用時間区分について　　　　　・保育を必要とする要件について

・保育所等の入所基準について　　・利用調整等について

・保育時間について　　　　　　　・保育料等について

・延長保育について　　　　　　　・私的契約児について

・その他諸費用について　　　　　・保育所等入所Q＆A

****